ア　再生可能エネルギー発電設備の用地の地代等については、当該市町村の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や権利の設定期間等を調査した上で算定すること。当該設備の用地の権利の存続期間については、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を踏まえて設定すること。

イ　農地の地代等については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該農地の生産条件等を勘案して算定すること。農地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間を設定すること。

③　所有権移転等促進計画の作成

農林地所有権移転等促進事業を行おうとする市町村は、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定める必要があるが、当該所有権移転等促進計画の作成に当たっては、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

ア　所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。

イ　権利の設定又は移転に係る当事者全ての合意が得られていること。その際、土地の所有者が明確でない場合にあっては、所有者の確認作業、不在地主との調整、土地の効率的かつ総合的な利用の確保に関する地域の合意形成等に努めること。

ウ　権利の設定又は移転が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。

④　嘱託登記の活用

農林地所有権移転等促進事業の効果的な実施の観点から、市町村は、所有権移転等促進計画を定め、その旨の公告をした場合には、速やかに当該権利移転等の内容について登記をすることにより、権利関係を安定させることが重要である。

このため、市町村は、権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成６年政令第258号）の定めるところにより、所有権の移転又は地上権若しくは貸借権の設定若しくは移転の登記について、これらの権利を取得した者の請求があるときは、速やかに、これらの権利の登記を嘱託するよう努めるものとする。

また、市町村は、基本計画において農林地所有権移転等促進事業に関する事項を定める場合には、所有権移転等促進計画を活用することに加え、嘱託登記の制度が活用されるよう関係者に対する周知を徹底するよう努めるものとする。

2　基本計画の作成についての提案に関する留意事項

市町村に対し基本計画の作成について提案しようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域、発電設備の種類、規模等の当該整備の内容及び当該整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容並びに基本計画の作成を提案する理由を書面により明らかにした上で、提案を行うものとする。

提案を受けた市町村は、基本計画の作成の要否について検討を行い、基本計画の作成の必要があると判断したときは、速やかにこれに着手するよう努めるものとし、基本計画の作成の必要がないと判断したときは、書面等によりその旨及びその具体的な理由を当該提案をした者に対し通知するよう努めなければならない。

3　協議会における協議に関する留意事項

市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について、当該協議会における協議をしなければならない。この場合において、当該市町村は、当該協議会の構成員に対し、当該基本計画において定めようとする事項の内容やその実施に当たっての課題等について可能な限り具体的な説明を行うなど、協議の円滑な進行に努めるものとする。

4　基本計画と他の計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項

市町村は、基本計画の作成に当たっては、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２第１項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を保たなければならない。なお、「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、国土形成計画、北海道総合開発計画、半島振興計画、離島振興計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等が含まれる。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の３第１項に規定する地方公共団体実行計画において「太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項」を定めるものとされている同条第３項に規定する指定都市等にあっては、基本計画における「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」等の内容と地方公共団体実行計画における当該事項の内容との整合性を確保するよう努めなければならない。

5　基本計画の公表に関する留意事項

市町村は、基本計画を作成したときは、当該市町村の公報やホームページへの掲載等により、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。また、基本計画の内容について、広く関係者への周知を行うよう努めるものとする。

6　協議会の運営に関する留意事項

市町村の基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施を図るためには、地域の関係者の意見を基本計画に適確に反映させることが重要である。このような観点から、協議会は、基本計画に定める事項やその実施について関係者の合意形成を図る場として積極的に活用されることが期待されるものである。

このため、基本計画を作成しようとする市町村が協議会を組織する場合には、次に掲げる事項に留意して、その運営を行うものとする。

⑴　協議会の組織

市町村は、次に掲げる者を構成員として、協議会を組織するものとする。

①　法第６条第２項第１号に掲げる構成員に関して、市町村は、再生可能エネルギーの導入の推進に当たる職員や、地域の土地等の利用状況や農林漁業の状況を具体的に把握している職員を協議会の協議に参加させるものとする。また、設備整備区域内に農用地を含めようとする場合には、これらの職員に加え、市町村の農業委員会の委員又はその事務局の職員を協議会の構成員に加えるものとする。

②　法第６条第２項第２号に掲げる構成員に関して、設備整備者が特定されている場合には、市町村は、当該設備整備者を協議会の構成員とするものとする。また、設備整備者が複数存在する場合には、その全てを協議会の構成員とすることが適当である。

市町村が前もって設備整備区域を設定しようとする場合等、設備整備者があらかじめ特定されていない場合には、特定された段階で速やかに構成員に加えるものとする。

なお、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の農林漁業者の組織する団体は、それぞれの業務の目的の範囲内において設備整備者になることが可能であり、地域において再生可能エネルギー発電事業の主体となることが期待される。

③　法第６条第２項第３号に掲げる構成員に関して、市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者等協議会の構成員として市町村が必要と認める者については、地域の農林漁業や土地等の利用の状況等地域の実情に即した形で再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化を図る観点から、次に掲げる者を協議会の構成員とすることが望ましい。